

中央区立晴海中学校新校舎建設準備協議会設置要綱

令和8年2月6日
7中教施第324号

(設置)

第1条 中央区立晴海中学校の新校舎建設計画及び建設事業を円滑に進めるため、対象の晴海中学校に新校舎建設準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 晴海中学校の新校舎建築基本計画案に関する事
- 二 その他学校建設を円滑に推進するため必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 晴海中学校校長、副校長
 - 二 晴海中学校PTA会長
 - 三 晴海中学校通学区域の町会等関係の代表者
 - 四 教育委員会事務局職員
 - 五 区長部局職員
- 3 協議会の下に幹事会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、教育委員会事務局次長が務める。
- 3 会長は、協議会の議長として会務を総括する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、協議会の決定により公開しないことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校施設課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月3日から施行する。